

第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

第5版

令和6年9月

改訂履歴

第1版	令和2年3月	初版策定
第2版	令和2年4月	第5章 資料編 資料1 対象施設一覧の更新
第3版	令和3年4月	第5章 資料編 資料1 対象施設一覧の更新
第4版	令和4年8月	第3次飯塚市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）の策定に伴う、温室効果ガス削減目標の更新、及び関連する背景・推進体制の更新（第1章～第4章） 第5章 資料編 資料1 対象施設一覧の更新
第5版	令和6年9月	第5章 資料編 資料1 対象施設一覧の更新 資料2 排出係数一覧の更新

目 次

第1章 計画策定の背景	
1. 地球温暖化の現状	1
(1) 現状	
(2) 国内外の動向	
2. 飯塚市の取組	3
(1) 「第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要	
(2) 進捗状況	
(3) 排出状況	
第2章 計画の基本的事項	
1. 第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目的と位置付け	5
(1) 計画策定の目的	
(2) 位置付け	
2. 第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間等	6
(1) 基準年度と計画期間	
(2) 計画の対象範囲	
(3) 対象とする温室効果ガスと算定方法	
第3章 計画の目標と取組内容	
1. 温室効果ガスの削減目標	7
2. 温室効果ガスを削減する取組	8
(1) 日常業務に関する取組	
(2) 施設・設備の保守・管理及び運用改善に関する取組	
(3) 設備・機器の導入・更新に関する取組	
(4) 再生可能エネルギーに関する取組	
(5) その他の取組	
(6) 事務局における取組	
第4章 計画の推進体制と進行管理	
1. 計画の推進・進行管理	11
(1) 推進体制	
(2) 計画の進行管理	
(3) 実行計画の見直し	
2. 実施状況の公表	12
(1) 実行計画の点検・評価の公表	

第1章 計画策定の背景

1. 地球温暖化の現状

(1) 現状

地球は太陽からの光（熱）が地表に届くことによって暖められ、届いた光（熱）を放出することによって冷えていきます。光（熱）のやりとりがこれだけであれば、太陽の光（熱）が途切れた途端に気温が下がりますが、大気中には地表面から放出された光（熱）を吸収する気体があり、これが大気を温める働きをしています。これを温室効果といい、温室効果をもたらす気体を「温室効果ガス」といいます。温室効果がなければ、地球の平均気温は -19°C に、正常に働くと約 14°C になると言われており、温室効果と光（熱）放射の適度なバランスで私たちが生活していくために適した気温が維持されています。

しかし、産業革命以降、人間活動の拡大により二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増えすぎた結果、大気中や地表にとどまる熱が多くなり、地球が温まりすぎる状態が生じました。これが、地球温暖化です。地球温暖化による影響は、世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇として観測されるほか、日本でも平均気温の上昇のほか、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

(2) 国内外の動向

国際的には、平成27年の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比較して 2°C 以内に留める「 2°C 目標の設定」等を掲げる「パリ協定」が採択されたほか、令和3年6月に開催されたG7コーンウォール・サミットでは、G7各国が2050年までにカーボンニュートラルを実現すること、そのための最大限の努力として、国内電力システムを2030年代に最大限脱炭素化すること等に合意しました。

このような世界情勢を受け、わが国においては、令和2年10月に日本政府として「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」旨を宣言し、さらに令和3年4月の気候サミットでは「2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく」と表明しました。これを受け、令和3年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正・公布され、同年10月には「地球温暖化対策計画」が改定され、2030年度の46%削減を目標とした、様々な施策方針が打ち出されました。（図1-1, 図1-2）

図 1-1

地球温暖化対策計画の改定について

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出展：環境省「地球温暖化対策計画 概要」

図 1-2

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等）
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

産業・運輸など

- 2050年に向けたイノベーション支援
→ 2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

分野横断的取組

- 2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減
→ 「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

出展：環境省「地球温暖化対策計画 概要」

2. 飯塚市の取組

(1) 「第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

飯塚市では、平成22年度に「飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、平成26年度に後継計画となる「第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「旧計画」という。）を策定しました。これらの計画に基づき、本市では市が行うすべての事務・事業について、温室効果ガスを削減するため様々な取り組みを実施しました。

「第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」

- 基準年度：平成25年度
- 計画期間：平成27年度～平成31年度（令和元年度）までの5年間
- 対象範囲：市が行うすべての事務事業（上下水道や市立小中学校等の施設も含む）
- 削減目標：基準年度と比較して目標年度までに温室効果ガスを5%削減する。
- 対象とする温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）のみ。

※ただし、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン類（HFC）については排出量の把握のみ行う。

(2) 進捗状況

旧計画の温室効果ガス総排出量は、図1-3に示すとおりです。温室効果ガス総排出量は、全ての年度で基準年度を下回っており、平成28年度には22,621t-CO₂（基準年度比△5.3%）と温室効果ガスの排出量の削減目標を達成し、その後も基準年度比で△10%以上削減しています。

この削減の背景には、照明をLEDに更新した複数の施設における更新前後での約15%の温室効果ガス排出量削減や、設備・機器の更新は行っていないが、不要照明の消灯や冷暖房温度の調整等の取り組みによって約10%の温室効果ガス排出量削減できた施設があります。このことから、温室効果ガス排出量の削減には、省エネ設備機器の更新や職員による電気使用量削減に関する取組が効果的だと考えられます。

しかしながら、2050年までのカーボンニュートラルの実現、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを46%削減するという目標の達成には、さらなる取組が必要です。

(3) 排出状況

旧計画期間のうち平成30年度における大規模施設（温室効果ガス排出量が多い10施設）は、図1-4のとおりです。大半の施設が基準年度と比較して温室効果ガスの排出量を削減することが出来ていますが、市全体の総排出量の約62%を占めていることから、依然として温室効果ガス排出量の削減に向けた取組が必要です。

図 1-3 旧計画期間における温室効果ガスの総排出量の推移（令和元年度は未集計）

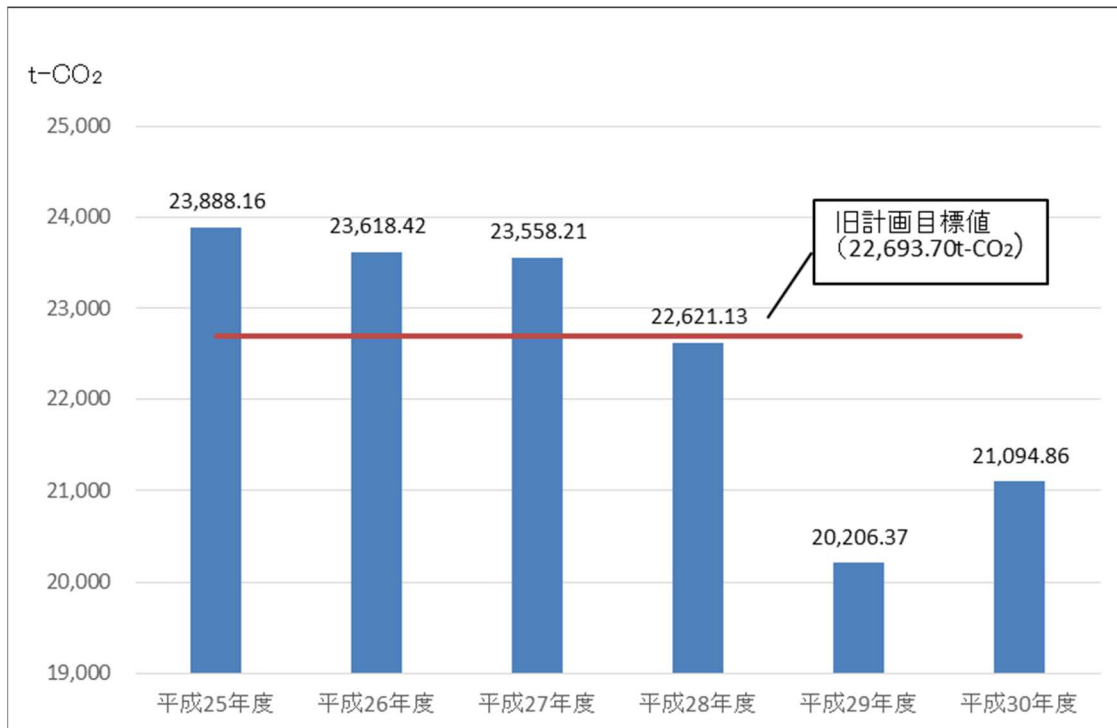


図 1-4 大規模施設における温室効果ガス排出状況

	施設名	平成30年度 排出量									平成25年度 温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)
		温室効果ガス (t-CO ₂)	エネルギー種								
			揮発油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (kg)	石炭コークス(kg)	都市ガス (m ³)	電気 (kwh)	
市長部局	クリーンセンター	6,268.41	0	142,670	0	0	0	1,840,700	0	212,333	7,137.90
	飯塚オートレース場	1,008.82	1,960	56,300	620	0	60	0	0	2,305,701	1,502.17
	庄内温泉筑豊ハイツ	510.99	0	0	0	89,800	6,683	0	0	662,102	518.38
	環境センター	423.66	0	0	0	0	52	0	0	1,132,373	453.17
	本庁舎	420.19	0	0	0	0	0	0	0	1,123,512	460.24
企業局	飯塚市立病院(※1)	1,667.23	0	0	0	84,085	96	0	0	3,847,872	2,581.89
	終末処理場	1,085.51	0	0	0	0	49	0	0	2,902,031	1,004.55
	鯉田浄水場	798.70	0	0	0	0	74	0	0	2,134,975	837.98
	太郎丸浄水場	488.44	0	0	0	0	0	0	0	1,305,982	493.09
教育部	文化会館(コスモスコモン)	444.25	0	54,800	0	0	0	0	0	823,055	433.29
合計		13,116.21									15,422.64
市全体の合計		21,094.85									23,888.16
市全体に占める大規模施設の割合		62.18%									64.56%

※1 機構改革により飯塚市立病院は、平成29年度に市長部局から企業局に所管部局が変更されています。

※表中の値は、小数点第3位を四捨五入しているため、内訳等が一致しない部分があります。

※図 1-4 の排出量は固定値を用いて算出した値です。

第2章 計画の基本的事項

1. 第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目的と位置付け

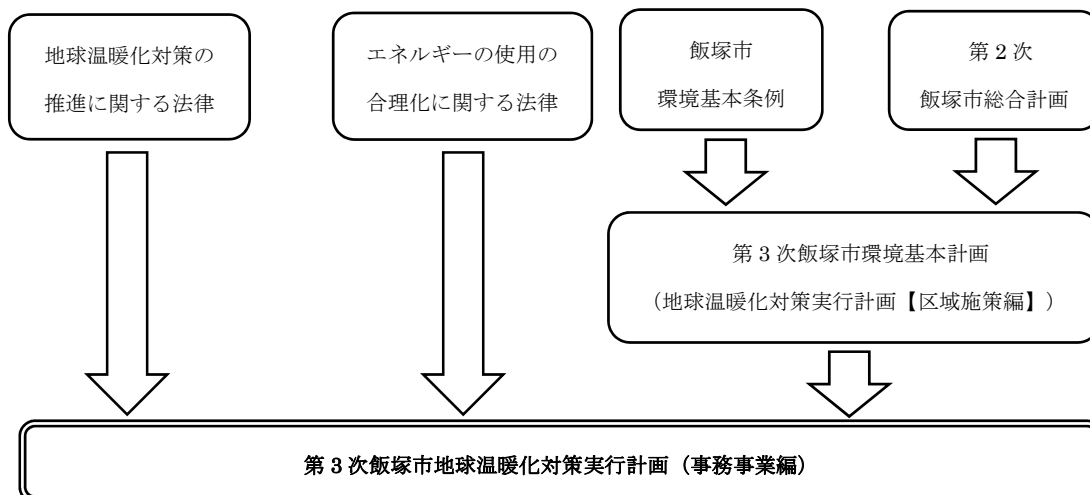
(1) 計画策定の目的

先述したとおり、旧計画の目標年度までに基準年度と比較して温室効果ガスを5%削減するという目標は達成していますが、2050年のカーボンニュートラルの実現のためには、今後もより一層、温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいく必要があります。本計画では、引き続き、市が積極的にエネルギーの効率的利用を行い、自ら排出する温室効果ガスの削減を図るほか、市民・事業者の模範となることで、市民や事業者の自主的・積極的な行動を促進することを目的とします。

(2) 位置付け

本計画は、温対法第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画」で、「第2次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の後継計画であり、飯塚市環境基本条例や第3次飯塚市環境基本計画等その他の法令や計画と関連しています。

【図2-1】



地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12（省略）

2. 第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間等

（1）基準年度と計画期間

本計画では、第3次飯塚市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）に定める中期目標（2030年度における2013年度比46%削減）に基づいて目標値を定めるため、基準年度を2013年度（平成25年度）とします。また、計画期間については、令和2年度から令和12年度までの11年間とし、令和7年度に環境や社会情勢等の変化に応じた取組内容等の中間見直しを行うこととします。

（2）計画の対象範囲

計画の対象範囲は、本庁舎、市立学校、水道事業等、飯塚市が行う事務及び事業全般を対象とします（対象施設一覧は、第5章の資料編に添付）。なお、指定管理者制度により管理する施設についても含めるものとします。

（3）対象とする温室効果ガスと算定方法

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定された7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）のみを対象とします。ただし、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）及びハイドロフルオロカーボン類（HFC）については、排出量の把握のみを行います。なお、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）については、本市が行う事務事業に伴う排出量が少なく影響が小さいと考えられるため対象外とします。

温室効果ガスの総排出量は、温対法施行令第3条第1項各号に基づき、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに排出量を算定し、これらを合算することにより算定します。なお、活動の区分ごとの排出量は、各活動量にそれぞれの排出係数を乗じて計算します。

第3章 計画の目標と取組内容

1. 温室効果ガスの削減目標

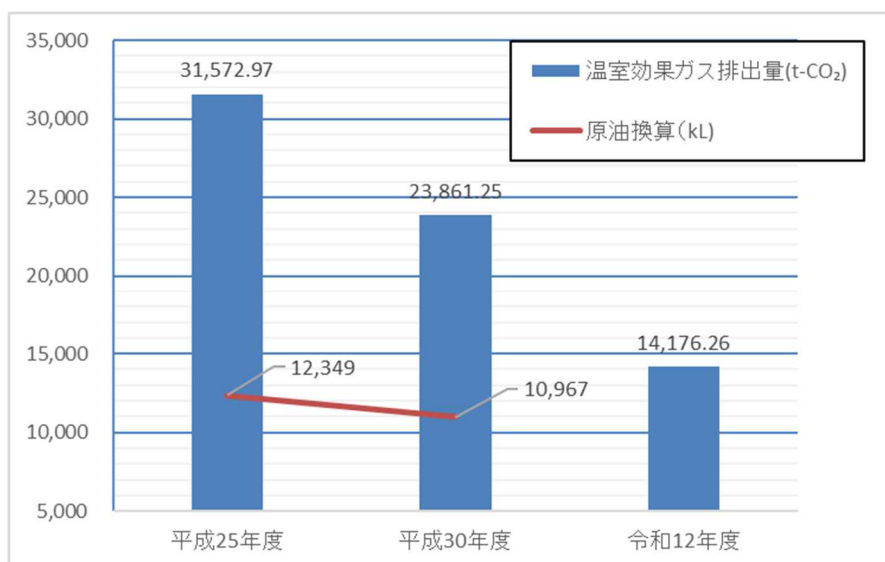
第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、温室効果ガス排出量の削減目標について、第3次飯塚市環境基本計画に基づき、基準年度（平成25年度）と比較して、令和12年度に55.1%削減することとします。

	平成25年度 (基準年度)	平成30年度	令和12年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	31,572.97	23,861.25	14,176.26	△55.1%
原油換算エネルギー量 (kl)	12,349	10,967	—	—

なお、本計画から温室効果ガス総排出量の算出に際し、電気の使用に伴うものについては、変動値（※1）を用いて算出することとします。旧計画までは固定値（※2）を用いて算出していましたが、この方法では、市が排出係数の低い電気事業者を導入した場合の効果が反映されにくいこと、及び温対法施行令第3条第1項口において、電気の使用に伴う排出係数は変動値を用いることを環境省が推奨しているため、算出の方法を変更します。

ただし、この場合、排出係数が電気事業者毎に異なるほか、毎年度変更されることから、その他の温室効果ガス排出量の削減に関する市の取組が把握しにくいという欠点があります。そのため、温室効果ガス総排出量の把握に加え、本計画から市のエネルギー使用に伴う純粋な取組状況を把握するために原油換算エネルギー量（※3）についても推移を管理することとします。

【図3-1】温室効果ガス排出削減目標



（※1）電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用）

（※2）電気の温室効果ガス排出係数（固定値）：0.000374t-CO₂/kwh

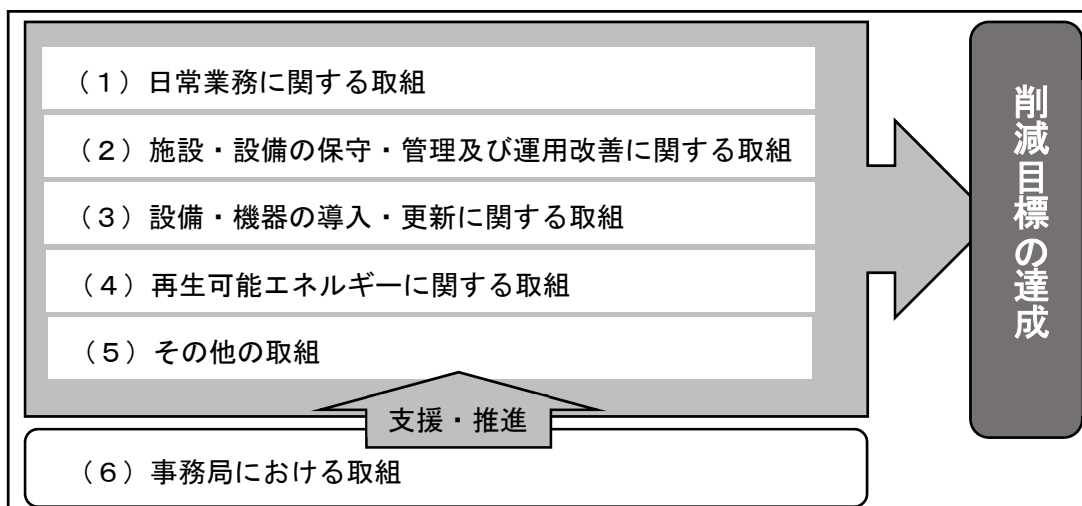
（※3）原油換算エネルギー量（kl）

=Σ（（使用量×各燃料の単位発熱量）+（使用量×各燃料の単位発熱量）+…）×原油熱量換算係数

※原油熱量換算係数：0.0258 [kl/GJ]（出典：省エネ法施行規則第4条）

2. 温室効果ガスを削減する取組

以下に示す図のとおり、各取組を推進していくことにより、温室効果ガス削減目標の達成を目指していきます。なお、指定管理委託を行っている施設についても、指定管理業者に各取組の推進を依頼し、温室効果ガスの削減に取り組めます。



(1) 日常業務に関する取組

現在でも実施しておりますが、職員による節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮活動を更に推進することにより、温室効果ガスを削減します。個々の取組による削減効果は大きくありませんが、全ての職員が実施することにより、全庁的な取組へと展開していきます。なお、職員による取組状況については、年に1度、庁内ポータルを用い、職員個々による省エネに関する取組状況を確認することとします。

項目	具体的な取組
空調	冷暖房の設定温度を冷暖房運転基準のとおり設定する。
	ブラインドやカーテンの利用等で、熱の出入りを調整する。
	夏季におけるクールビズや冬季におけるウォームビズを心がけ、冷暖房の使用を抑える。
	使用していない部屋の空調は停止する。
給排水・給湯	冬季以外は給湯を停止する。また、給湯温度の調整を行う。
照明	昼休み、残業時には不必要な照明を消灯する。
	自然光で必要照度が得られる場合は、照明の使用を控える。
昇降機	エレベーターの使用を控え、階段の使用を励行する。
事務機器	夜間・休日は、パソコン、プリンターなどの主電源を切り、待機消費電力を削減する。
公用車	公共交通機関の利用、近距離の用務における公用自転車の利用、公用車の相乗り等で、公用車の使用削減に努める。
	エコドライブ（アイドリングストップ等の運転方法）を励行する。

(2) 施設・設備の保守・管理及び運用改善に関する取組

設備・機器の保守・管理を適切に実施することは、エネルギー消費効率の低下を防ぐことができ、温室効果ガスの削減につながります。また、施設で運用している設備・機器の運用改善を行うことで温室効果ガスを削減します。

項目	具体的な取組
熱源	熱源機器の冷水送水温度の設定を、運転効率が良くなるよう可能な限り調整する。
空調	空調機フィルターの定期的な清掃・交換等、適正管理を行う。
換気設備	倉庫や駐車場等での過剰な換気運転を防ぐため、送排風機の運転時間の短縮や間欠運転を行う。
照明	照明器具を定期的に清掃・交換する等適正に管理し、照度を確保する。

(3) 設備・機器の導入・更新に関する取組

施設の新設・改修時や設備・機器の更新時には、国の「地球温暖化対策計画」に定めるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準や、建築物省エネ法に定める省エネルギー基準への適合を目指した整備、高効率の設備・機器の導入に努め、温室効果ガス排出量を削減します。施設の省エネ改修や高効率の設備・機器の導入等については、大きな削減効果が見込まれる一方、応分の費用を要するため、財政・財産活用部門等との連携・協力を図っていきます。

項目	具体的な取組
熱源・給湯機器	廃棄熱・潜熱回収システムにより熱効率が95%程度となる高効率ガス給湯器を採用する。
空調機器	従来機と比較し、COPの高いヒートポンプエアコンを採用する。
照明設備	あらかじめ設定された時刻・時間ごとに照明の箇所、照度等を自動制御する設備を採用する。
	LED（発光ダイオード）照明を採用する。
	人感センサーによる照明点灯制御を採用する。
	照明スイッチの細分化（配線回路の分割化）を採用する。
厨房機器	省エネタイプで効率の高い業務用冷蔵庫を採用する。
給排水衛生設備	省エネ型便座等を採用する。
OA機器	省エネタイプのパソコン、コピー機等を採用する。
建物	ブラインドの日射制御又は熱線を遮蔽できる日射調整フィルムを採用する。
	高断熱ガラスやサッシを採用する。
	BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入する。

(4) 再生可能エネルギーに関する取組

再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガスの抑制を図ります。

項目	具体的な取組
再生可能エネルギー	公共施設での太陽光発電の導入を推進する。

(5) その他の取組

温室効果ガスを削減するその他の取組として、省資源の推進、廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、グリーン購入の推進を進めていきます。

項目	具体的な取組
省資源の推進	両面コピー及び使用済裏紙の適切な再利用を推進する。
	庁内向けの資料等は庁内 LAN に掲載する等して、印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。
	研修・講習会、説明会等では、スライド、パワーポイントを使用し、資料をコンパクトにまとめる等して、配布資料を少なくする工夫をする。
廃棄物の排出抑制	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を極力減らす。
	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。
	過剰包装の備品・消耗品の購入を控える。
リサイクルの促進	排出ゴミの分別と資源化を促進する。
	封筒やファイル等の物品の再利用を促進する。
グリーン購入の推進	コピー用紙等の紙類については再生紙等、バージンパルプの含有率の少ないものを選ぶ。
	再生材料から作られた製品を積極的に購入、使用する。

なお、市役所内では使用する紙類については、令和元年度の使用（購入）枚数を基準とし、年1%の使用量削減に取り組みます。

(6) 事務局における取組

事務局は、計画全体の推進のため、各課・施設の取組状況を把握・公表するとともに、温室効果ガスの削減に有効と考えられる情報を関係各所に提供していきます。

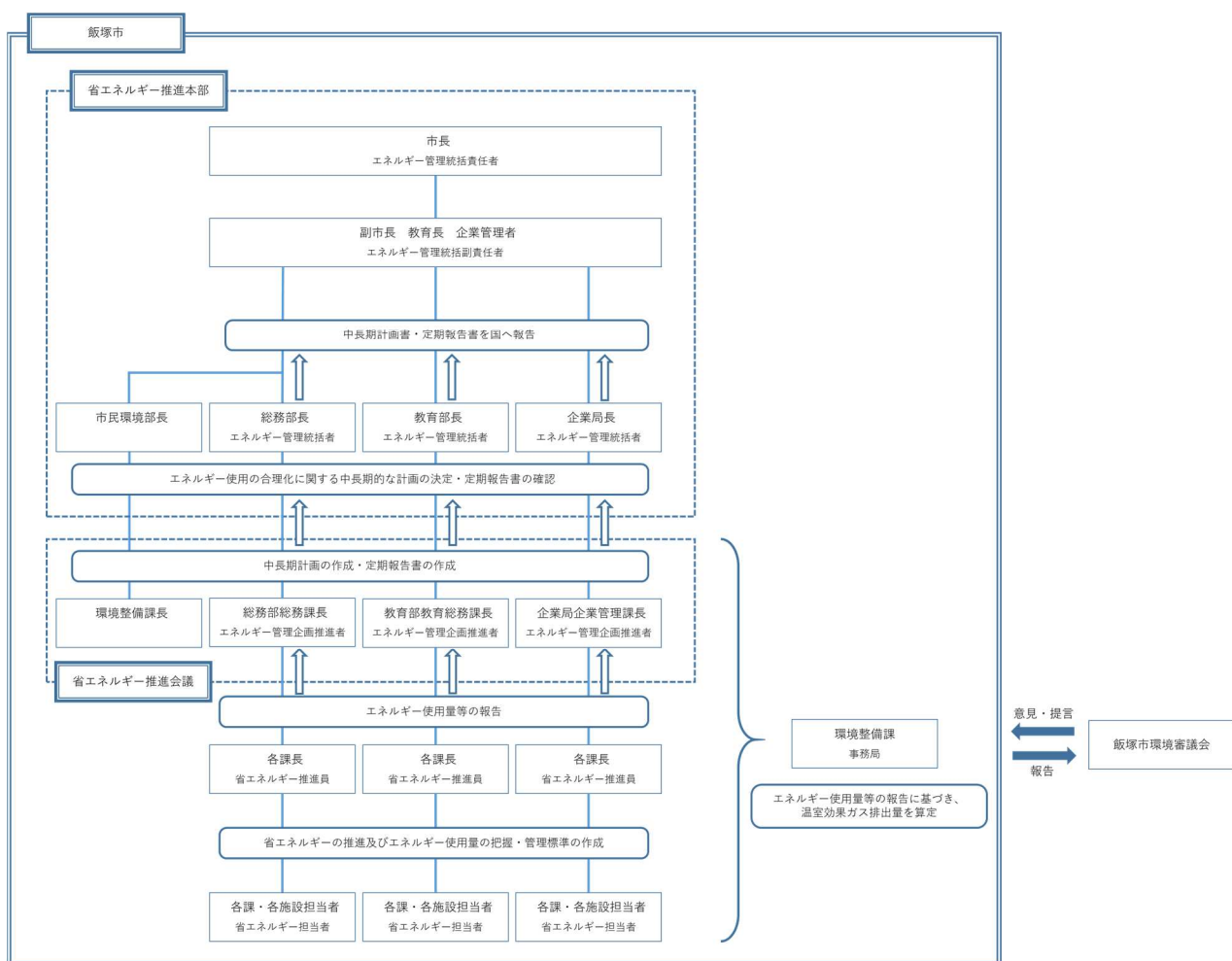
項目	具体的な取組
情報収集・提供	設備機器の導入や運用改善に関する補助・助成金事業に関する情報収集・情報提供
情報公開	取組結果の集計と目標の達成状況の公表

第4章 計画の推進体制と進行管理

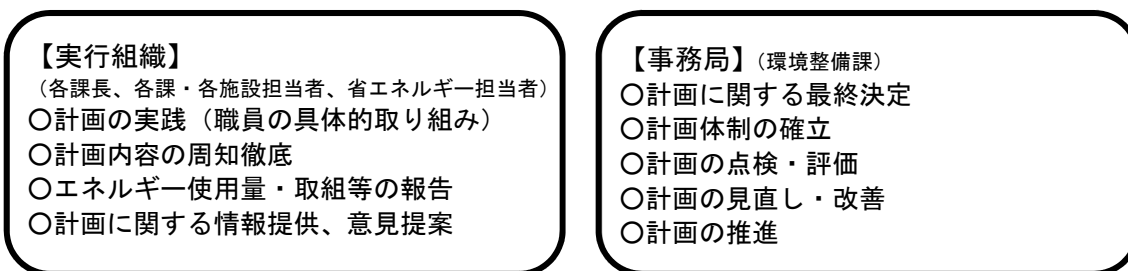
1. 計画の推進・進行管理

(1) 推進体制

本市における地球温暖化対策実行計画【事務事業編】は、飯塚市エネルギー管理規程の目的である温室効果ガス排出量の抑制、及び第3次飯塚市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）に定める基本目標Ⅲ『循環型社会・脱炭素社会を実現する』の推進に関連するものであり、省エネルギー推進会議や各施設所管課等の関係部局と連携して、計画を推進します。また、計画の進捗状況については、飯塚市環境基本条例に基づいて設置されている飯塚市環境審議会に対して報告し、同審議会より市に対して提言を行うことにより、適切な進捗管理を行います。

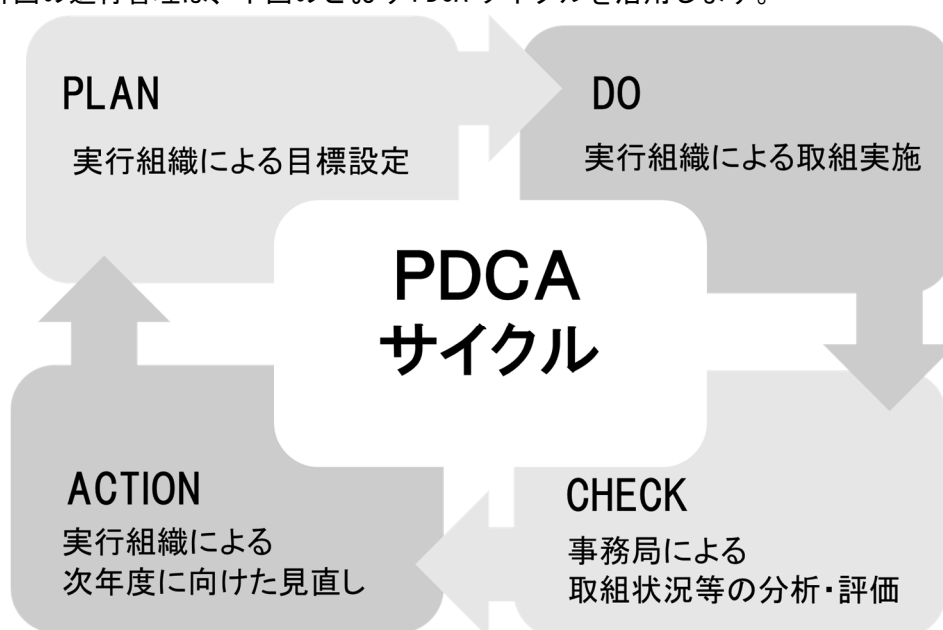


<それぞれの機関の役割>



(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、下図のとおり PDCA サイクルを活用します。



(3) 実行計画の見直し

実施・運用体制や点検・評価方法など、実行計画に定めた事項に関し、令和7年度に中間見直しを行います。また、実行計画の計画期間の終了時には、実行計画の改訂を行います。

2. 実施状況の公表

(1) 実行計画の点検・評価の公表

温対法第21条第10項で地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む)の公表が義務付けられているため、市民及び市内事業者に対して、毎年1回ホームページ等で公表します。

第5章 資料

資料1 対象施設一覧

対象施設

所管課	施設名	
総務課	本庁舎	
防災安全課	防災センター	
防災安全課	飯塚方面隊本部機動隊及び各分団所	*
人事課	職員会館	
人権・同和政策課	筑穂人権啓発センター	
人権・同和政策課	穂波人権啓発センター	
人権・同和政策課	立岩人権啓発センター	
健康保健課	飯塚急患センター	
健康保健課	健康プラザ	
スポーツ振興課	市民公園(運動広場、テニスコート)	
スポーツ振興課	健康の森公園(プール、多目的広場、多目的施設)	
スポーツ振興課	各体育施設(体育館、運動場、テニスコート、プール)	*
スポーツ振興課	野球場	*
スポーツ振興課	サンビレッジ菫	
スポーツ振興課	いづかスポーツ・リゾート ザ・リトリート	
スポーツ振興課	穂波艇庫	
まちづくり推進課	穂波交流センター	
まちづくり推進課	庄内交流センター	
まちづくり推進課	筑穂交流センター	
まちづくり推進課	頼田交流センター	
まちづくり推進課	二瀬交流センター	
まちづくり推進課	幸袋交流センター	
まちづくり推進課	鎮西交流センター	
まちづくり推進課	菟田交流センター	
まちづくり推進課	立岩交流センター	
まちづくり推進課	飯塚東交流センター	
まちづくり推進課	飯塚片島交流センター	
まちづくり推進課	鮎田交流センター	
まちづくり推進課	頼田交流センター別館	
まちづくり推進課	庄内交流センター別館	
まちづくり推進課	市民活動プラザ	
環境整備課	エコ工房	
環境対策課	グリーンセンター(事務所のみ)	
環境対策課	環境センター(事務所のみ)	
公営競技事業所	飯塚オートレース場	
経済政策推進室	新産業創出支援センター	
農林振興課	飯塚市卸売市場	
こども家庭課	少年相談センター	
こども家庭課	つどいの広場いづか	
こども家庭課	街なか子育てひろば	
保育課	菟田保育所	
保育課	穂波東保育所	
保育課	筑穂保育所	
保育課	庄内こども園	
保育課	頼田こども園	
社会・障がい者福祉課	サン・アビリティーズいづか	
社会・障がい者福祉課	庄内保健福祉総合センター	
社会・障がい者福祉課	穂波福祉総合センター	
建設政策課	飯塚立体駐車場	
建設政策課	各自転車駐車場	*
土木管理課	土木管理課所管 排水機場、ポンプ場	*
土木管理課	土木管理課詰所	
都市計画課	都市計画課所管 広場、公園、児童遊園等	*
都市計画課	菟田倉庫	
都市計画課	飯塚霊園	
農業土木課	農業土木課所管 ポンプ場、井堰等	*
穂波支所 市民窓口課	穂波庁舎	
穂波支所 経済建設課	天道駐輪場	
穂波支所 経済建設課	平恒管理詰所	
穂波支所 経済建設課	穂波支所経済建設課所管 公園等	*
穂波支所 経済建設課	穂波支所経済建設課所管 ポンプ場、井堰等	*
筑穂支所 市民窓口課	筑穂支所	
筑穂支所 市民窓口課	九郎原駅トイレ	
筑穂支所 経済建設課	筑穂支所経済建設課所管 井堰、溜池等	*
筑穂支所 経済建設課	長尾ふれあい公園	
庄内支所 市民窓口課	庄内支所	
庄内支所 市民窓口課	庄内支所車庫	
庄内支所 経済建設課	庄内支所農産物加工所	
庄内支所 経済建設課	庄内支所経済建設課所管 ポンプ施設等	*
庄内支所 経済建設課	庄内支所経済建設課所管 公園等	*
庄内支所 経済建設課	庄内支所駅前トイレ	
頼田支所 市民窓口課	頼田支所	
頼田支所 市民窓口課	頼田支所書庫・倉庫(旧頼田農産物加工所・直売所)	
頼田支所 経済建設課	上勢田内水排除施設	
頼田支所 経済建設課	頼田支所経済建設課所管 遊園等	*

【備考】

- 記載内容は本計画R6.4.1時点の施設と所管課です。
- 温室効果ガス排出量の算定は、随時施設の更新状況を加味して実施します。
- *がついている施設は複数あるため一括して記載しています。
- がついている施設は今後、移管・廃止等により対象外となる施設です。

所管課	施設名	
教育総務課	鮎田小学校	
教育総務課	立岩小学校	
教育総務課	飯塚東小学校	
教育総務課	菟田小学校	
教育総務課	飯塚小学校	
教育総務課	片島小学校	
教育総務課	伊岐須小学校	
教育総務課	八木山小学校	
教育総務課	庄内小学校	
教育総務課	内野小学校	
教育総務課	上穂波小学校	
教育総務課	大分小学校	
教育総務課	若菜小学校	
教育総務課	椋本小学校	
教育総務課	高田小学校	
教育総務課	飯塚第一中学校	
教育総務課	飯塚第二中学校	
教育総務課	二瀬中学校	
教育総務課	庄内中学校	
教育総務課	筑穂中学校	
教育総務課	穂波西中学校	
教育総務課	小中一貫校 鎮西校	
教育総務課	小中一貫校 穂波東校	
教育総務課	小中一貫校 頼田校	
教育総務課	小中一貫校 幸袋校	
教育総務課	旧飯塚第三中学校	
学校教育課	児童センター、児童館等	*
生涯学習課	庄内生活体験学校	
生涯学習課	イイツカコミュニティセンター	
生涯学習課	ちくほ図書館	
生涯学習課	頼田図書館	
生涯学習課	庄内図書館	
生涯学習課	穂波図書館	
文化課	飯塚市歴史資料館	
文化課	旧伊藤伝右衛門邸	
文化課	旧松喜醤油屋	
文化課	川島古墳公園	
文化課	小正西古墳公園	
文化課	立岩遺跡収蔵庫	
文化課	筑穂文化財プレハブ	
文化課	文化会館(コスモスモモン)	
文化課	嘉穂劇場	
企業管理課	穂波庁舎(2階 企業局執務室)	
企業管理課	飯塚市立病院	
水道課	岩崎浄水場	
水道課	鮎田共同浄水場	
水道課	太郎丸浄水場	
水道課	長尾浄水場	
水道課	明星寺浄水場	
水道課	鮎田浄水場	
水道課	内野浄水場	
水道課	堀池浄水場	
水道課	秋松浄水場	
水道課	津原導水ポンプ場	
水道課	各中継ポンプ場	*
水道課	各加圧ポンプ場	*
水道課	各配水池	*
水道課	ダム施設	*
下水道課	終末処理場	
下水道課	片島ポンプ場	
下水道課	殿浦汚水中継ポンプ場	
下水道課	露切汚水中継ポンプ場	
下水道課	鶴三緒ポンプ場	
下水道課	目尾汚水中継ポンプ場	
下水道課	東町雨水ポンプ場	
下水道課	芦原雨水ポンプ場	
下水道課	下三緒汚水中継ポンプ場	
下水道課	マンホールポンプ	*
下水道課	うぐいす台汚水処理施設	
下水道課	頼田中央東団地汚水処理施設	
下水道課	農業集落排水処理施設	
下水道課	市営住宅汚水調整槽、ポンプ場等	*

公用車

所管課	施設名	
防災安全課	消防ポンプ車等	
契約課	公用車	
健康保健課	公用車	
こども家庭課	公用車	
保育課	公用車	
高齢者支援課	公用車	
介護保険課	公用車	
土木管理課	公用車	
都市計画課	公用車	
穂波支所 経済建設課	公用車	
筑穂支所 経済建設課	公用車	
庄内支所 経済建設課	公用車	
頼田支所 経済建設課	公用車	
文化課	公用車	

資料2 排出係数一覧

(1) 二酸化炭素

燃料等	係数	備考
電気使用量	—	(※1)
重油使用量	2.75 kg-CO ₂ /L	
揮発油使用量	2.29 kg-CO ₂ /L	
灯油使用量	2.50 kg-CO ₂ /L	
軽油使用量	2.62 kg-CO ₂ /L	
LPG使用量	2.99 kg-CO ₂ /kg	
石炭ークス使用量	3.18 kg-CO ₂ /kg	
都市ガス使用量	2.05 kg-CO ₂ /m ³	

(2) メタン

燃料等	係数	備考
灯油使用量	0.00034865 kg-CH ₄ /L	
LPG使用量	0.0027432 kg-CH ₄ /kg	ガス機関等(※2)
	0.0002286 kg-CH ₄ /kg	家庭用機器(※3)
都市ガス使用量	0.0024192 kg-CH ₄ /m ³	ガス機関等(※2)
	0.0002016 kg-CH ₄ /m ³	家庭用機器(※3)
下水等の処理	0.00088 kg-CH ₄ /m ³	終末処理場
	0.038 kg-CH ₄ /m ³	し尿処理施設

(3) 一酸化二窒素

燃料等	係数	備考
灯油使用量	0.000020919 kg-N ₂ O/L	
LPG使用量	0.000031496 kg-N ₂ O/kg	ガス機関等(※2)
	0.000004572 kg-N ₂ O/kg	家庭用機器(※3)
都市ガス使用量	0.000027776 kg-N ₂ O/m ³	ガス機関等(※2)
	0.000004032 kg-N ₂ O/m ³	家庭用機器(※3)
下水等の処理	0.00016 kg-N ₂ O/m ³	終末処理場
	0.00093 kg-N ₂ O/m ³	し尿処理施設

(4) 自動車に関すること(※4)

燃料等	種別	用途	二酸化炭素 (kg-CO ₂ /L)	メタン (kg-CH ₄ /km)	一酸化二窒素 (kg-N ₂ O/km)	HFC (kg-HFC/台)
ガソリン	軽自動車	乗用	2.32	0.00001	0.000022	-
		貨物		0.000011	0.000022	-
	小型	乗用		0.00001	0.000029	-
		貨物		0.000015	0.000026	-
	普通	乗用		0.00001	0.000029	-
		貨物		0.000035	0.000039	-
		定員11名以上		0.000035	0.000041	-
特殊		0.000035	0.000035	-		
軽油	小型	乗用	2.58	0.000002	0.000007	-
		貨物		0.0000076	0.000009	-
	普通	乗用		0.000002	0.000007	-
		貨物		0.000015	0.000014	-
	定員11名以上			0.000017	0.000025	-
		特殊			0.000013	0.000025
	自動車台数			-	-	-

【備考】

(※1) 電気使用量の排出係数については、電気事業者別排出係数(政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用)を用います。

(※2) ガス機関等とは、定置式のガス機関又はガソリン機関で非常用発電機等をいいます。

(※3) 家庭用機器とは、こんろ、湯沸かし器、ストーブ等の機器で燃料を使用するものをいいます。

(※4) 自動車の走行に関しては、二酸化炭素は使用燃料量、メタン一酸化二窒素は走行距離、

HFC(ハイドロフルオロカーボン)については、台数よりそれぞれの排出量を計算します。

第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第5版

令和6年9月

発行：飯塚市 市民環境部 環境整備課
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号
電話：0948-96-8508(直通) FAX:0948-21-2066
E-mail：k-seibi@city.iizuka.lg.jp
URL：https://www.city.iizuka.lg.jp